浄化槽工事業の登録・届出の手引き

登録・届出書類の受付及び相談

１　日　時

月曜日から水曜日まで
午前　９：００～１１：００
午後　１：００～　４：００

２　場　所

山梨県　県土整備部　県土整備総務課
建設業対策室
甲府市丸の内１－６－１
北別館３階
ＴＥＬ：０５５－２２３－１８４３

※年末年始・年度末年度始は、書類整理等のため受付できないことがあります。事前に山梨県ホームページ又は電話等で確認をお願いします。

令和８年４月

山梨県県土整備部県土整備総務課
建設業対策室

目　　次

第１章　浄化槽工事業の概要

１　浄化槽法の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　浄化槽工事及び浄化槽工事業とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　浄化槽工事業の登録・届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

４　浄化槽工事業登録・届出のための要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

５　標識の掲示・帳簿の備付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　登録・届出手続き

１　浄化槽工事業の登録手続き（建設業許可がない場合）　・・・・・・・・・・・　３
①　登録申請に必要な書類
②　登録の手数料
③　登録の実施
④　有効期間と更新
⑤　変更の届出
⑥　廃業等の届出
⑦　建設業の許可を取得したときの手続き
⑧　浄化槽工事業登録業者名簿のＨＰ公開
⑨　浄化槽工事業者登録簿の閲覧
⑩　浄化槽工事業登録の電子申請手続きについて

２　特例浄化槽工事業者の届出手続き（建設業許可がある場合）　・・・・・・・　６
①　特例浄化槽工事業者の届出手続きについて（登録との違い）
②　届出に必要な書類
③　変更の届出
④　廃業等の届出
⑤　建設業の許可を喪失したときの手続き
⑥　特例浄化槽工事業者の電子申請手続きについて

第３章　申請書等の記載例

１　別記様式第１号　浄化槽工事業登録申請書　・・・・・・・・・・・・　８
２　別記様式第２号　誓約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３　別記様式第３号　工事業登録申請者の調書　・・・・・・・・・・・・１１
４　別記様式第４号　浄化槽設備士の調書　・・・・・・・・・・・・・・１２
５　別記様式第７号　浄化槽工事業登録事項変更届出書　・・・・・・・・１３
６　別記様式第１１号　特例浄化槽工事業者届出書　・・・・・・・・・・・１４
７　別記様式第１２号　特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書　・・・・１６
８　別記様式第８号　浄化槽工事業者登録票　・・・・・・・・・・・・・１７
９　別記様式第９号　浄化槽工事業者届出済票　・・・・・・・・・・・１７
１０　別記様式第１０号　浄化槽工事帳簿　・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第１章　浄化槽工事業の概要

１　浄化槽法の趣旨

浄化槽法は、浄化槽設備士等の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています（法第１条）。

２　浄化槽工事及び浄化槽工事業とは

浄化槽工事とは、「浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事」です。そして浄化槽工事業とは、そのような工事を請け負う仕事のことを言います（法第２条）。

３　浄化槽工事業の登録・届出

浄化槽工事業（税込５００万円未満の工事に限る。）を営む場合には、必ず登録若しくは届出を行う必要があります。建設業の許可のうち**土木工事業、建築工事業、管工事業**のいずれかを取得していれば届出（特例浄化槽工事業者の届出）、それ以外の場合は登録（浄化槽工事業の登録）になります（法第２１条及び第３３条）。なお、請負金額が税込５００万円以上の工事については、管工事業に係る建設業許可の取得が必要になります。

なお、営業所の所在の有無にかかわらず、工事を行う都道府県ごとに登録あるいは届出が必要です（昭和６０年建設省経建発第１２９号）。

４　浄化槽工事業登録・届出のための要件

浄化槽工事業の登録・届出を受けるにあたっては次の２つの要件を満たしていることが必要です。

（１）登録・届出を受けられない要件に該当しないこと（法第２４条第１項）

浄化槽工事業者の登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書類等に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかったりしたときは、その登録は拒否されます（法第２４条第１項）。

① 浄化槽法又は同法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。
② 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分があった日から２年を経過しない者。
③ 浄化槽工事業者で法人であるものが、浄化槽工事業の登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその浄化槽工事業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの。
④ 浄化槽法の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
⑥ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤又は⑦のいずれかに該当するもの。
⑦ 法人でその役員のうちに①から⑥のいずれかに該当する者があるもの。
⑧ 浄化槽設備士を置いていない者。
⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

（２）営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと（※　テレワークを含む。）（法第２９条）

※　営業所ごとに置くとは、その営業所に勤務して職務に従事させることを言いますが、同一の浄化槽工事業者における他の営業所との兼務は可能です。

※　営業所に設置された浄化槽設備士のテレワークの考え方について

テレワークとは、「WEB 会議システム、メール等のデジタル技術の活用により、営業所で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事すること」をいいます。

しかし、営業所に設置された浄化槽設備士は、緊急時においては浄化槽工事の現場での対応が求められることも想定されます。このため、浄化槽設備士がテレワークを行おうとする場所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な場合については、当該浄化槽設備士は営業所に設置されていないものとして取り扱われます。

※　浄化槽設備士とは、次のいずれかに該当し、浄化槽設備士免状の交付を受けた者を言います。

①　浄化槽設備士試験に合格した者。

②　１級又は２級管工事施工管理技士であって、指定講習機関が行う講習の課程を修了した者。

※　浄化槽設備士資格の取得については、以下にお問い合わせください。

公益財団法人　日本環境整備教育センター
TEL：０３－３６３５－４８８０
URL：http://www.jeces.or.jp/index.html

５　標識の掲示・帳簿の備付け

（１）標識の掲示

浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を記載した標識（別記様式第８号又は第９号　１７頁）を掲げなければなりません（法第３０条）。

デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用した書面によらない掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられます。

なお、標識の様式は、別記様式第８号及び別記様式第９号によることに留意する必要があります。

（１）公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

（２）当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

（３）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外に限り、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとします。

（２）帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿（別記様式第１０号　１８頁）を備え、その業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければなりません（法第３１条）。

帳簿は添付書類（１８頁）とともに各事業年度の末日をもって閉鎖し、５年間保存しなければなりません。

第２章　登録・届出手続き

・土木工事業 ・建築工事業 ・管工事業	のいずれかの建設業許可が	ない ⇨	浄化槽工事業登録　→３頁
		ある ⇨	特例浄化槽工事業者届出　→６頁

１　浄化槽工事業の登録手続き（建設業許可がない場合）

①　登録申請に必要な書類

浄化槽工事業の登録を受けるためには、以下の書類が必要です。また、**必要と認めた場合はこれらの書類以外のものの提示又は提出を求めることがあります。**

・　**作成部数**　２部　（正本１部、副本１部。）

・　**提出書類**　〔○：必須　△：該当する場合提出　×：不要〕

書類の種類	記入例		備　　考
浄化槽工事業登録申請書 （別記様式第１号）	○	８頁	・表面と裏面があるため注意
誓約書（別記様式第２号）	○	１０頁	・欠格要件に該当しないことを誓約する書類 ・申請者が法人であるときはその代表者、個人であるときは本人によるもの
工事業登録申請者の調書 （別記様式第３号）	○	１１頁	・法人にあっては役員全、個人にあっては本人又は法定代理人の調書
浄化槽設備士の調書 （別記様式第４号）	○	１２頁	・営業所毎におかれる浄化槽設備士について、他県の営業所の者も含め作成すること
浄化槽設備士免状の写し	○		
浄化槽設備士の住民票の抄本	△		・原本提出（マイナンバー不記載のもの） ・浄化槽設備士が申請者と同一の場合は不要
浄化槽設備士の勤務確認資料	○		**【個人】直近決算の確定申告書写し（第一表、第二表）** **【法人】健康保険・厚生年金保険被保険者被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し※**
登記簿謄本	×		原本提出
申請者の住民票の抄本	○		原本提出（マイナンバー不記載のもの） 法人にあってはその役員全員、個人にあっては本人又は法定代理人のもの浄化槽設備士については不要
営業所の確認 （営業所所在地の都道府県知事に登録済みの場合は不要）	○		○外部２枚、内部２枚程度。外部の写真は商号等の看板を確認できるもの
	△		○登記上の住所と営業所の所在地が異なる場合で、建物が自社所有のときは建物登記簿謄本を、賃貸のときは賃貸借契約書の写し等を提出

※必要に応じ、他の資料でも認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②　登録の手数料

新規　３３，０００円　　・更新　２６，０００円

・建設業対策室ホームページから所定の額の納付連絡票をダウンロードし、窓口納入レジで手数料を納入した後、納付済証を申請書の正本の所定の欄に貼付してください。

・「やまなしくらしねっと　電子申請サービス」で電子申請される場合は、「やまなしくらしねっと　山梨

県電子申請サービス」上にて、「クレジットカード」、「ペイジー」又は「ＰａｙＰａｙ」のいずれかの方法により、所定の額を電子納付してください。

③　登録の実施

登録申請書が提出されると、所定の書類が整っているか、記載事項が真正かどうか、浄化槽法に定める要件に合致しているかどうか等について審査します。なお、**必要と認めた場合はこれらの書類以外のものの提示又は提出を求めることがあります。**

これらの審査を経た後、浄化槽工事業者登録簿に所定の事項が記載され、申請者に対しては登録通知書が送付されます。送付された登録通知書は、登録申請書副本とともに保管してください。

④　有効期間と更新

・　有効期間

登録の有効期間は**５年間**となっています。引き続き浄化槽工事業を営むためには更新の申請を行う必要があります。

・　更新

登録更新の申請は、**有効期間が満了する３０日前まで**に行う必要があります。手続きを怠ると期間満了とともに効力を失い、引き続き浄化槽工事業を営むことはできなくなります。

・　更新の手続き

申請に必要な書類は**新規申請時と同様**です（３頁）。

更新の手数料は**２６，０００円**です（３頁）。

⑤　変更の届出

登録後に下表に掲げる事項に変更が生じた場合には、必要な書類を添付し、浄化槽工事業登録事項変更届出書（別記様式第７号　１３頁）を提出してください。

・　提出期限　**変更のあった日から３０日以内**

・　作成部数　**２部**　（正本１部、副本１部。）

・　添付書類

（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
　　１　個人の場合は住民票抄本（マイナンバー不記載のもの）
　　２　法人の場合は登記簿謄本
（２）営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る）
　　１　登記簿謄本
（３）役員の変更
　　１　登記簿謄本
　　２　誓約書（新たに役員となる者がある場合のみ）（別記様式第２号）
　　３　役員の調書（新たに役員となる者についてのみ）（別記様式第３号）
（４）営業所毎に置かれる浄化槽設備士の変更
　　１　浄化槽設備士免状の写し
　　２　浄化槽設備士の調書（別記様式第４号）
　　３　浄化槽設備士の住民票抄本（マイナンバー不記載のもの）
　　４　浄化槽設備士の勤務確認資料
　　【個人】直近決算の確定申告書写し（第一表、第二表）
　　【法人】健康保険・厚生年金保険被保険者被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し

⑥　廃業等の届出

下表左欄に該当することとなった場合には、同右欄の該当者が３０日以内にその旨を知事宛に書面で届け出てください（指定された様式はありません）。

届　出　事　項	届出義務者
個人事業者の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	個人：事業主本人 法人：役員

⑦　建設業の許可を取得したときの手続き

浄化槽工事業登録業者が、新たに土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第３３条第４項）。この場合、特例浄化槽工事業者の届出が必要になりますので、遅滞なく手続きをしてください（登録は効力を失うため、廃業届の提出は必要ありません。）。

⑧　浄化槽工事業登録業者名簿のＨＰ公開

浄化槽工事業登録業者名簿は山梨県ＨＰにて公開しています。

山梨県　浄化槽工事業登録業者名簿で検索してください。

⑨　浄化槽工事業者登録簿の閲覧

浄化槽工事業者登録簿は、請求により一般の閲覧に供されます。

・　閲覧日時：火曜日から金曜日まで
　　午前　９：３０～１２：００
　　午後　１：００～　４：３０
・　閲覧場所：山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室

※年末年始・年度末年度始は、書類整理等のため受付できないことがあります。事前に山梨県ホームページ又は電話等で確認をお願いします。

⑩　浄化槽工事業登録の電子申請手続きについて

令和５年４月から、浄化槽工事業登録及び更新について、電子申請での手続きを開始しました。

電子申請の手続きにつきましては、以下ＵＲＬをご覧ください。

◎山梨県電子申請サービス（やまなしくらしねっと）
https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/

２　特例浄化槽工事業者の届出手続き（建設業許可を受けている場合）

①　特例浄化槽工事業者の届出手続きについて（登録との違い）

建設業の許可のうち**土木工事業、建築工事業、管工事業**のいずれかを取得した場合、浄化槽工事の登録に代えて特例浄化槽工事業者の届出を行ってください。

- 手数料は不要です。
- 登録業者は５年ごとに更新の手続きを行わなければなりませんが、届出業者については有効期間がないため更新の手続きはありません。**ただし、建設業許可年月日の変更は届出が必要な変更事項に該当するため、５年ごとの建設業許可の更新の度に変更届の提出が必要になります。（７頁）**
- 登録業者ではないため、浄化槽工事業者登録名簿には掲載されません。
- 登録業者については登録後に登録通知書が発行されますが、届出業者については届出済みであることを証する書面の発行等はありません。届出書の副本に受付印を押印し返却しますので、大切に保管してください。

②　届出に必要な書類

特例浄化槽工事業者の届出には、以下の書類が必要です。届出書に必要な書類を添えて遅滞なく届け出てください。また、**必要と認めた場合はこれら以外の書類の提示又は提出を求めることがあります。**

- **作成部数**　**２部**　（正本１部、副本１部）
- **提出書類**

書類の種類	記入例	備　　考
特例浄化槽工事業者届出書 （別記様式第１１号）	１４頁	
浄化槽設備士免状の写し		
浄化槽設備士の調書（別記様式第４号）	１２頁	営業所毎におかれる浄化槽設備士について、他県の営業所の者も含め作成すること。
浄化槽設備士の住民票抄本		原本提出（マイナンバー不記載のもの）。
浄化槽設備士の勤務確認資料		**【個人】直近決算の確定申告書写し（第一表、第二表）** **【法人】健康保険・厚生年金保険被保険者被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し※**
建設業許可通知書の写し		建設業許可証明書でも可。

※必要に応じ、他の資料でも認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

③　変更の届出

届出後に下表の事項について変更が生じた場合には、必要な書類を添付し、遅滞なく特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（別記様式第１２号　１６頁）を提出してください。

- 作成部数　**２部**　（正本１部、副本１部）
- 添付書類

（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
　　添付書類不要
（２）建設業法第３条第１項の許可を受けた建設業許可番号及び許可年月日
　　建設業許可通知書の写し
（３）浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地
　　添付書類不要
（４）営業所毎におかれる浄化槽設備士の氏名
　　及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号
　　１　浄化槽設備士免状の写し

２　浄化槽設備士の調書（別記様式第４号） ３　浄化槽設備士の住民票抄本（マイナンバー不記載のもの） ４　浄化槽設備士の勤務確認資料 **【個人】直近決算の確定申告書写し（第一表、第二表）** **【法人】健康保険・厚生年金保険被保険者被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し**

※　建設業許可の更新は上表の（２）に該当するので、変更届出書の提出が必要になります。

④　廃業等の届出

下表左欄に該当することとなった場合には、同右欄の該当者がその旨を知事宛に書面で遅滞なく届け出てください（指定された様式はありません）。

届　出　事　項	届出義務者
個人事業者の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	個人：事業主本人 法人：役員

⑤　建設業の許可を喪失したときの手続き

届出業者が建設業許可を喪失した場合、④の廃業等の届出を行ってください（④の表「浄化槽工事業を廃止した場合」に該当）。

廃業届の提出や有効期間満了等の理由により、建設業許可を受けなくなった後も浄化槽工事業を営もうとする場合は、新たに**浄化槽工事業の登録が必要**になります。この場合、建設業許可を受けなくなってから浄化槽工事業登録を受けるまでの間は、浄化槽工事を請け負うことはできません。

⑥　特例浄化槽工事業者の電子申請手続きについて

令和３年１２月から、電子申請手続き（新規の届出のみ）も可能となりましたので、下記のアドレスから申請してください。

◎山梨県電子申請サービス（やまなしくらしねっと） https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_searchOfferList.action

※　法定様式以外の提出書類（浄化槽設備士免状の写しや住民票等）については、PDF 化して添付する必要があります。

別記様式第１号
（第２条関係）

納付済証貼付欄
「納付済証」の記載を確認し、
剥がれないよう貼付してください

表面

A4

不要のものを消す。

浄化槽工事業登録申請書

太枠内は記入しない。

登録の種類	新規・~~更新~~	※登録番号	山梨県知事（登－　　）第　　号
		※登録年月日	年　　月　　日

この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。

年　月　日

申請者　　山梨県工業株式会社
代表取締役　山梨　太郎

山梨県知事　○○　○○　殿

フ リ ガ ナ 氏名又は名称	ヤマナシケンコウギョウカブシキガイシャ 山梨県工業株式会社
住　　所	郵便番号（４００－８５０１） 山梨県甲府市丸の内１－６－１　　電話番号（０５５）２３７－１１１１
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	ヤマナシ　　タロウ 山梨　　太郎

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等

フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）
ヤマナシ　タロウ 山梨　太郎	代表取締役（常勤）		
ヤマナシ　ジロウ 山梨　次郎	取締役（非常勤）		
ヤマナシ　サブロウ 山梨　三郎	株主等		

更新申請の場合に前回の登録番頭を記入。

申請時において既に受けている登録	知事（登　）第　　号（　　年　月　日登録）

裏面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営　業　所		浄　化　槽　設　備　士	
フリガナ 名　称	所　在　地 郵便番号（　　－　） 電話番号（　）　　－	フリガナ 氏　名	免状の交付番号
ホンシャ 本社	甲府氏丸の内１－６－１ 〒４００－８５０１ TEL055-237-1111	ﾔﾏﾅｼ　ﾀﾛｳ 山梨　太郎	０１２３４５６７
ｼｽﾞｵｶｴｲｷﾞｮｳｼｮ 静岡営業所	静岡県〇市〇町〇－〇 〒〇〇〇－〇〇〇〇 TEL〇〇〇－〇〇〇〇	ﾔﾏﾅｼ　ｼﾞﾛｳ 山梨　次郎	９８７６５４３２

営業所とそこに置かれる浄化槽設備士とを対応させて記載すること。

他の都道府県知事の登録状況	
登　録　番　号 知　事　（　登　）　第　号	登　録　番　号 知　事　（　登　）　第　号
静岡県知事（登－〇〇）第〇〇〇〇号	

申請時に他の都道府県で受けている場合は、その登録番号を記載すること。

備　考

1 ※印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。

3 総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

4 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

別記様式第２号（第３条関係）

誓　約　書

工事業登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、浄化槽法第２４条第１項各号に該当しないものであることを誓約します。

浄化槽法第２４条第１項各号の内容については、Ｐ.１の４（１）を参照。

年　　月　　日

山梨工業株式会社

申請者　**代表取締役　　山梨　太郎**

山梨県知事　　○○　○○　　殿

別記様式第３号（第３条関係）

（Ａ４）

工事業登録申請者 ［法人の役員／~~本人~~／~~法定代理人~~／~~法定代理人の役員~~］ の調書

不要のものを消すこと。
※　個人事業主の場合は
「本人」以外を消す。

現住所	郵便番号（400 - 8501） 山梨県甲府市丸の内１－６－１ 電話番号（０５５）２３７ - １１１１		
フリガナ 氏　名	ヤマナシ　タロウ 山梨　太郎	生年月日	昭和○年○月○日　生
職　名	代表取締役	最終学歴	○○大学
賞罰 年月日	賞罰の内容		
	なし		

上記のとおり相違ありません。
年　月　日

賞罰を受けたことがない場合
は「なし」と記載すること。

氏名 山梨　太郎

備　考

1 ［法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員］ については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第４号（第３条関係）

（Ａ４）

浄 化 槽 設 備 士 の 調 書

現住所	郵便番号（400 - 8501） 山梨県甲府市丸の内１－６－１ 電話番号（０５５）２３７ - １１１１		
フリガナ 氏　　名	ヤマナシ　タロウ 山梨　太郎	生年月日	昭和○年○月○日　生
営業所名	本社	最終学歴	○○大学
職　　名	代表取締役		
賞罰	年 月 日	賞　罰　の　内　容	
		なし	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

賞罰を受けたことがない場合は「なし」と記載すること。

氏名　　山梨　太郎

備　　考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第７号（第８条関係）

浄化槽工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年　　月　　日

山梨工業株式会社
届出者　代表取締役　　山梨　太郎

山梨県知事　　〇〇　〇〇　　殿

フリガナ	ヤマナシコウギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称	山梨工業株式会社
住　　所	郵便番号（４００－００６５） 山梨県甲府市貢川２－１－８ 電話番号（０５５）２２４－１６６０
フリガナ	ヤマナシ　タロウ
法人にあっては代表者の氏名	山梨　太郎
登録番号	山梨県知事（登－〇〇）第〇〇〇〇号
登録年月日	令和３年　　４月　　１日

浄化槽保守点検業者の登録番号ではないので注意。

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
住所の変更	甲府市丸の内１－６－１	甲府市貢川２－１－８	令和８年４月１日
郵便番号の変更	４００－８５０１	４００－００６５	令和８年４月１日
取締役の辞任	山梨　三郎		令和８年４月１日

変更事項が複数ある場合、横列で対応させて記入すること。

別記様式第１１号（第１１条関係）

特例浄化槽工事業者届出書

太線内は記入しない。

※届出番号	山梨県知事（届 -　　）　　号	※届出年月日	年　　月　　日

この届出書により、次のとおり届出をします。

※　様式２枚目にも忘れずに記入して提出すること。

年　　月　　日

山梨建設工業株式会社
届出者　　代表取締役　　山梨　太郎

山梨県知事　　〇〇　〇〇　　殿

フ　リ　ガ　ナ	ヤマナシケンセツコウギョウカブシキガイシャ		
名前又は名称	山梨建設工業株式会社		
住　　所	郵便番号（４００－８５０１） 山梨県甲府市丸の内１－６－１ 電話番号（０５５）２３７－１１１１		
フ　リ　ガ　ナ	ヤマナシ　タロウ		
法人にあっては代表者の氏名	山梨　太郎		
建設業法第３条第１項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	管工事業	山梨県知事許可 （般－３）第〇〇〇〇号	令和８年４月１日
浄化槽工事業を開始した年月日	令和　年　　月　　日		

土木工事業・建築工事業・管工事業についてのみ記載すること。

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所におかれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営　業　所			
フリガナ 名　　称	所　在　地 郵便番号（　　-　　） 電話番号（　　）　-	フリガナ 氏　　名	免状の交付番号
ﾎﾝｼｬ 本社	甲府市丸の内１－６－１ 〒４００－８５０１ ℡０５５－２３７－１１１１	ﾔﾏﾅｼ　ﾀﾛｳ 山梨　太郎	０１２３４５６７
ｼｽﾞｵｶｴｷﾞｮｳｼｮ 静岡営業所	静岡県〇〇市〇〇町〇〇 〒〇〇〇－〇〇〇〇 ℡〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	ﾔﾏﾅｼ　ｼﾞﾛｳ 山梨　二郎	９８７６５４３２
他の都道府県知事への登録状況			
届　出　番　号 知事（届－　　）第　　号		届　出　番　号 知事（届－　　）第　　号	
静岡県知事（登－〇〇）第〇〇〇〇号			

各営業所とそこに置かれる浄化槽設備士とを対応させて記載すること。

申請時に他の都道府県で受けている登録番号を記載すること。

備考

1　※印のある欄には記載しないこと。

2　「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所におかれる浄化槽設備士の氏名並びにその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営む全ての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

3　法第３３条第４項及び法附則第４条に該当するものについては、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

別記様式第１２号（第１２条関係）

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年　　月　　日

山梨工業株式会社
申請者　　代表取締役　　山梨　太郎

山梨県知事　　〇〇　〇〇　殿

フ　リ　ガ　ナ	ヤマナシコウギョウ　カブシキガイシャ
氏名又は名称	山梨工業　株式会社
住　　所	郵便番号（４００－８５０１） 山梨県甲府市丸の内１－６－１ 電話番号（０５５）２３７－１１１１
フ　リ　ガ　ナ	ヤマナシ　タロウ
法人にあっては代表者の氏名	山梨　太郎
届出番号	山梨県知事　（届－〇〇）第〇〇〇〇号
届出年月日	令和３年　　４月　　１０日

初めて届出をした年月日を記入すること。

建設業法第３条第１項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	管工事業	山梨県知事許可 （般－３）第〇〇〇〇号	令和３年４月１日

土木工事業・建築工事業・管工事業についてのみ記載すること。

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
許可の更新	山梨県知事許可 （般－３）第〇〇〇〇号	山梨県知事許可 （般－８）第〇〇〇〇号	令和８年４月１日
代表取締役の変更	山梨　三郎	山梨　太郎	令和８年５月１日

変更事項が複数ある場合、横列で対応させて記入すること。

別記様式第８号（第９条関係）

３５センチメートル以上

浄　化　槽　工　事　業　者　登　録　票	
氏名又は名称	株式会社　山梨県浄化槽
代表者の氏名	山梨　太郎
登　録　番　号	山梨県知事（登－８）第１２３４号
登　録　年　月　日	令和８年５月１日
浄化槽設備士の氏名	浄化槽　太郎

２５センチメートル以上

※備考　浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第９号（第９条関係）

３５センチメートル以上

浄　化　槽　工　事　業　者　届　出　済　票	
氏名又は名称	株式会社　山梨県浄化槽
代表者の氏名	山梨　太郎
登　録　番　号	山梨県知事（届－８）第１２３４号
登　録　年　月　日	令和８年５月１日
浄化槽設備士の氏名	浄化槽　太郎

２５センチメートル以上

※備考　浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第１０号（第１０条関係）

浄化槽工事帳簿

注文者の氏名又は名称	○○株式会社
注文者の住所	郵便番号（４００－△△△△） 甲府市丸の内一丁目○○番○号 電話番号（０５５）×××－××××
施工場所	甲府市丸の内一丁目○○番○号
着工年月日及び 竣工年月日	自　令和○年　○月　○日 至　令和△年　△月　△日
工事請負金額	1,500,000 円
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	浄化槽　太郎 免状交付番号　９９９９９９９９９

〔添付書類〕

（１）　処理方式及び処理能力を記載した書面

（２）　構造図

（３）　仕様書

（４）　処理工程図

※帳簿・添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、５年間保存しなければならない。